

令和3年度の
国民健康保険料は
現行のまま

据え置きとなります

令和3年4月1日 から国民健康保険料は次のようになります。

保険料月額 〈毎月月末納付期限〉

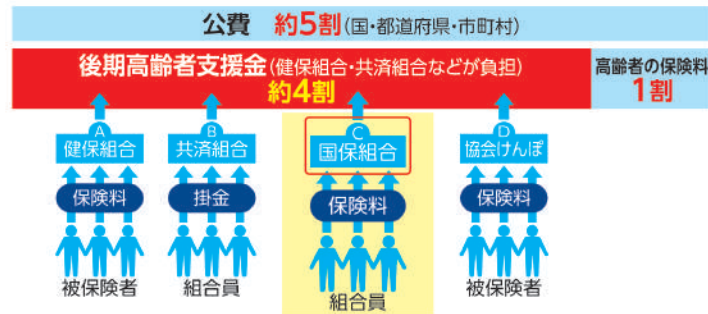
医療保険料(基礎賦課額) + 後期高齢者支援金保険料(後期高齢者支援金賦課額)

<0歳～74歳の方> ※後期高齢者を除く	現行どおり	内 訳	
		医療保険料	後期高齢者支援金保険料
税理士である組合員	33,800 円	29,400 円	4,400 円
勤務税理士である組合員	26,800 円	22,400 円	4,400 円
従業員である組合員	19,800 円	15,400 円	4,400 円
家族 一人当たり	11,800 円	7,400 円	4,400 円

※【後期高齢者支援金保険料】は、上記の社会保険診療報酬支払基金への支払額に応じて、当組合の被保険者人数で按分して保険料の額を決めており、後期高齢者(75歳以上の方)が増える等の要因によって、「後期高齢者支援金」の支払額が増えれば、【後期高齢者支援金保険料】も増えることとなっております。

●後期高齢者医療制度の負担の仕組み

後期高齢者医療制度



介護保険料 (介護納付金賦課額)

<40歳～64歳の方> (第2号被保険者) 一人当たり	現行どおり
	5,200 円

※介護納付金分は介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険に加入している被保険者)が介護保険料として納めることとなります。

※【介護保険料】は、当組合に対して社会保険診療報酬支払基金から明示された「介護納付金」の支払額に応じて、当組合の40歳から64歳までの被保険者人数で按分して保険料の額を決めており、当組合が支払う「介護納付金」の支払額が増えれば、【介護保険料】も増えることとなっております。

☆上述のとおり、【後期高齢者支援金保険料】は、「後期高齢者支援金」の支払いに充てられ、【介護保険料】は、「介護納付金」の支払いに充てられるため、「療養給付費(医療費)」や「保健事業費」等の組合の支出については、【医療保険料】で賄うこととなっております。

後期高齢者組合員保険料 (後期高齢者賦課額)

後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の方、または65歳～74歳で各府県の広域連合から一定の障害認定を受けた方)で、当組合の「後期高齢者組合員」として登録した方の保険料です。

※組合員が後期高齢者に該当して被保険者資格がなくなっても、組合員資格を残せば75歳未満の家族や従業員は従来どおり被保険者資格を継続できます。

<後期高齢者組合員の方>	現行どおり
税理士である組合員	2,000 円
勤務税理士である組合員	2,000 円
従業員である組合員	2,000 円

